

山崎 お時間が少々ございますので、登壇者の先生方にはお並びいただきまして、皆様からのご質問にお答えいただきたいと思います。

サトウ先生、進行をよろしく願います。

サトウ 今日は、多くの方においでいただき感謝しています。ありがとうございました。個別の質問は、申し訳ないんですけども、終わった後にも個別の先生にしていきたいと思います。いま、私からは、大きな意見を先生方にお伝えして、それに対する対応をしていただきたいと思います。先生方に少しずつしゃべっていただき、最後の締めをしたいと思います。

まず、ご意見の披露から。一番大きなところでいくと、術語の整理が必要だということがあります。同じ言葉であっても、例えば「人格」みたいな言葉や「責任」という言葉ですが、それをそれぞれ違う分野で異なる意味で使っている感じがするので、しっかりと整理してほしいという要望を感じました。また、私はトランスディシプリナリー、つまり学融ということを強調しましたが、それにくわえて、トランスプロフェッション、要するに、実務家と理論家、実務家と研究者というんですか、その融合が必要なのではないかという意見をいただきました。

次に質問を二つです。まず一つ目。現実問題に関わる学問である以上、現実的な問題がある。それに学者が関わったとき(法学者でも心理学者でも)、そのときに、現場で望まれているようなことを言うほうが誠実であるというような考え方が存在すると思います。それに対して、何かを曖昧にするのは良くなくて、有用ではないことは有用でないと言っていかなければいけない、という立場もあると思います。誠実さを取るか、厳密性を取るかみたいな問題に対して、法と人間科学という領域はどういうふうに考えたらいいかというようなことをお尋ねの方がいらっしゃいますので、その点についてお考えください。

もう一つ、今後の法科大学院(ロースクール)や人間科学の教育においてでもいいんですけど、この領域をどのように教育していけばいいのかという質問もいただいております。

この2点のうちのどちらかにお答えいただくことによって、登壇者のそれぞれの先生方の締め言葉とさせていただきますと思います。仲先生、よろしく申し上げます。

仲 私は、最初のご質問、現場で望まれる知見は出していかなければならない、しかし、学問的な厳密さも保証していかなければいけない、両立は難しいのではないか、という問題について意見を述べます。この領域を志す人は、やはりその両方を目指さなければならぬのではないかと思います。そのためには、現場の問題を知らなければなりません。例えば、私の専門は心理学ですけれども、実務家の先生方とも、法学の先生方とも近しく交流させていただいて、何が問題か、何を解決していかなければならないかという問題意識を共有していかなければならないと思っています。

一方で、私が、心理学者であるのに、法学者のようにふるまったり、あるいは実務家のようにふるまったり、それはできないと思うんですけれども、もしもそのようにふるまったら、それは結局、素人の実務家的、法学的的発言しかできないということになると思います。ですので、そうではなくて、やはり自分の専門性、ディシプリンというのはたいへん重要だと思っています。つまり、問題を共有し、ともに解決を目指すのだけれども自分の持っているディシプリンの中でも認められる成果を提供していく。そして、その成果のなかからどのように必要なものを使っていくかというのは、実務家や法律の先生方とともに考えたいという、そういうふうに思っています。

石塚 はい、石塚です。最初のほうの、学問的誠実さということと、現実的な応用場面における立場性の関係は、重要な問題です。たしかに、現実の裁判の場面、とりわけ刑事事件における科学鑑定人への要求は、検察側の鑑定と弁護側の鑑定は、同じ科学分野でありながら、全く結論を異にすることがしばしばです。私も弁護士として事件に関わっていて、鑑定人を書き直しを求めることがあります。弁護活動に役立てるために鑑定をお願いするのですから、当然と言えばとうぜんです。しかし、その際にも、明確な限界があります。科学者は、科学者仲間に恥ずかしいようなことまでする必要はないということです。科学

者のコミュニティーの中で認められたルールに従って証言していただければいいわけで、科学のルールを枉げるようなことはしないでほしいと思っています。

恥ずかしくない振る舞いには、作為と不作為の両面があります。科学者としてなすべき証言をしないというのは困ります。科学者の中には、社会的立場を意識して証言をされない方も少なくありません。これは、特殊日本的な学問の状況だと思います。とりわけ、公的研究機関、例えば、科学警察研究所や法務総合研究所に所属する研究者が弁護側請求の鑑定人として法廷に出てくることはほとんど期待できません。優秀な研究者もいらっしゃるのにとても残念なことです。自らの所属する組織の利益と科学者コミュニティーへの帰属意識のどちらにプライオリティー(優先性)を置くかという問題ですが、日本では過度に組織の利益を優先するように思います。私の知る限り、科学者コミュニティーのメンバーであることを大切にすることが、グローバル・スタンダードのような気がします。独裁国家は別ですが…。

報道の自由との関係でも、日本にジャーナリストはいない。新聞社やテレビ局の社員がいるだけだと揶揄する人たちがいます。新聞社や放送局の利益を優先するか、ジャーナリスト・コミュニティーを優先するか。難しい問題かもしれませんが、同業者仲間に恥ずかしくない仕事をしている人たちが尊敬されていると思います。

新しいディシプリンを創るべきだという意味というのは、新たな学問共同体のルールを確立し、「研究者コミュニティーで恥ずかしいことはしない」「科学公準に反するような嘘を言わない」「社会的立場よりも、コミュニティーを優先する」ということが約束とができ上がるということが大事なのだと思っています。

唐沢 研究者が何に対して誠実であるべきかという問いに対しては、まず「自らが生産した知見に対して」とお答えしたいと思います。現場との関係で申しますと、Aか、Bかと問われ、Bが明らかに間違っていると研究知見から判断できるのに、現場がBを欲しているからBという答えを提供するということは、研究者であるなら、行ってはいけないことです。また、現場の要望と異なる答えを提供することは、研究者と現場が乖離することを意味するわけでもありま

せん。むしろ「Aですよ」ということを説明したり、なぜBが欲しいのかをお伺いする対話から、信頼関係に基づく、いわゆる現場に根差した研究が生まれるわけです。現実の人間関係は、なかなか理想どおりにはいかないということも承知しておりますが、知見への誠実さは、研究者にとって最も重視されるべき態度の一つです。

また、その際、問題となることとして、提供する言葉の曖昧さということがあるかもしれません。学問的に誠実であろうとすると、単純な回答を提供できないことがしばしばおこります。心理学をふくめ、多くの科学は、確率の世界で動いている現象を扱いますので、将来を確実に予測するような発言はできません。その結果、現場では、知見が役に立たないという感覚を持ってしまわれることもあるのではないのでしょうか。しかし、不確実なことを確実というのは不誠実なわけですから、不確実さを含む科学的知見をどのように現場で用いていくかということを、協同的に考えていくことが必要なのではと思います。先ほど申し上げた処方的な研究というのは、そのような姿勢も含むものとしてご理解いただければと思います。

指宿 私は、教育のことについて発言したいと思います。最近、サトウ先生のところにおられたゼミ生で、私の下でロースクールで勉強した人で弁護士になるという方が現れました。つまり、先ほどの藤田さんの言われるような第4世代ですね。両方の専門教育を受けたような人。こういう世代が育ってくるのは、非常にうれしいなと思ってんですけど、そうではなくても、それぞれのディシプリンの中で、心理学の人たちが法学、あるいは、法律に関わる法制度の問題を学ぶ。あるいは、法学で学んでいる人たちが、心理学の有用性、あるいは、規範の学問の中に人間科学の知見を取り入れることの必要性や重要性を学ぶという、両方必要だと思っています。そうした層がどんどん増えれば、社会の中で法と人間科学というような分野のニーズが、受け入れられていくようになるんじゃないかなと思います。

そのために何が必要かということ、心理学で学んでいる人向けの、法と心理学の優れた教科書。そして、法学で学んでいる人向けの、法と心理学の優れた教科書があると、より教育もしやすくなるんじゃないかなと思っています。以上

です。

浜田 私も第1のほうの問題にかかわって、實際上、現実の事件で痛感したことがあります。たとえば先ほど話しました甲山事件で、私は弁護側の特別弁護人として参加したんですけれども、検察側からも心理学鑑定が出ました。それを読んだときに、私はすごく腹が立った。というか、これは普通目で見ても許されない……。「普通の」って言い方をしたとき、私の心理学の方が偏ってるかもしれませんが、それを超えて、およそ許されない鑑定書だと思ったんですね。

法廷っていうところは当事者双方がたがいに争う場ですから、そこにある種の党派性があるってやむをえないと思うんですけども、議論のもとになる理論というか考え方は党派性を離れていなければならないし、そのかぎりでは党派性を離れたところで議論ができなきゃいけない。検察側の鑑定人の鑑定書はそのもとの理論そのものになっていない。私自身、これに対しては、鑑定人を公に名指して批判をしたいというぐらいにまで思った。そうしたほうが実は誠実かもしれないんですが、学問の世界ではそうした行為は非常にけんのんなことで、避けざるをえないというのが現実でした。その意味で、もしこの新しい領域のなかでそういう争いがあったときには、その場が対等に、党派性を超えた議論ができる場であってほしいと思っています。以上です。

藤田 ありがとうございます。私のほうは、ロースクールにおける教育をどうしたらいいのかということについて、実は関西に移る前に、4年ほどロースクールで非常勤で教えていたことがあったので、お話ししたいと思います。非常勤で教えていたのは、法交渉学、法社会学、それから、法と経済学です。それぞれ別のロースクールで3校教えていました。どれも司法試験科目ではありません。だけれども、基礎法科目として設置されています。そういう科目は司法試験に出ないから全然ニーズがなくて、開講しても誰も来ないかということ、そういうことはなく、例えば法交渉学であれば、30人ぐらいが定員のところに100人ぐらい応募があって抽選とか、法と経済学も、他の法律必修科目が開講されている時間なのに、20人ずつぐらい毎回来るといったことがあったりしまして、

ロースクールの学生は、そういった法律基礎科目が大事じゃないとか、興味がないとは考えていませんでした。また、受講者とのやりとりを通じて、単位を取るのが楽だからそういう科目を受けたのではないというのを、肌で感じました。

特に法社会学の授業では、授業が終わったあとに教卓のあたりにみんな集まってきて議論を始めたりということもあって、残念ながらその中には法学部出身者は一人もいなくて、文学部とか芸術学部とか、そういう人たちだったんですけども、そのことはおいておきましても、ロースクールに法と心理学とか法と人間科学という科目を法律基礎科目として置いておけば、必ず受けた人はいると思います。現にそのようにして科目として設置しているロースクールもあるわけで、それが今後、さらに広がっていくといいと思います。それが、学問分野としての制度化が進んでいくということでもあります。そうなってくると、指宿先生が指摘されているように、科目の内容の標準化を進めないといけなことになります。これまではそれぞれの研究者の人が勉強してきたことを、それぞれのまとめ方で体系づけて教えていたものを、分野として標準化されたものを基礎的な部分では教えていく必要があると思います。理想的には、経済学のように全世界的に標準化するのが理想ですけれども、法にはローカリティがあるので、それは無理だと思います。ですけれども、日本の中で標準化されていって、優れた教科書がたくさん出てくるといいと思います。以上です。

サトウ ありがとうございます。時間の都合もありますので、私がすこしここでお話しさせていただいたあとに、最後の最後に仲先生に締めていただいて、司会が全体的に締めるということで進めさせていただきたいと思います。

皆さんからいただいた質問と、先生方の回答を聞きながら思い出したことがあります。それは、法科大学院(ロースクール)で、法と心理学に関する講義がどれくらい出来たのかを調べたということです。設立され74の大学院のうち14に関連する科目がありました(サトウ・厳島・原、2008 参照)。

これを多いと見るのか、少ないと見るか。何も無かったという前提からみれば、14もの法科大学院が法と心理学のような科目を設置したのだから、画期

的なことだと言うことが出来ます。一方、割合で見れば80%以上の法科大学院がこうした領域に関心をよせていないということ事実なわけです。撤退を決めた法科大学院もありますから、法と心理学あますます縮小していくわけです。この新学術領域も全体として頑張っていく必要があるのかなということを思いました。

もう一つ、法と人間科学という領域はやはり必要なんだということも、今の皆さんの回答を聞いて分かったと思います。その時、何をやるかも大事ですが、それと同じくらい、何をやらないことがいけないのか、を考える必要があることも感じました。これは、石塚先生が言った不作為の問題ですね。不作為の何が問題かっていうのはなかなか問われにくいことなので、そういう問題こそ法と人間科学という領域を作る中で、専門家、あるいは実務家、両者とも党派性を外したうえで、検討していく必要があると思います。

あともう一つ、法にはローカリティーがあるということです。その土地の慣習・ルールが法になるわけですから、どうしてもローカルにならざるを得ないので。これは藤田先生がおっしゃったとおりだと思うんですけども、そうしたローカリティーを超えるためには、みなが知識を持ち寄ることが大切です。私の個人的なことを言うのも何ですけども、今回、法と心理の歴史を調べるときに、すごく大変だったんですね。それは、イタリア、フランス、ドイツ、アメリカ、日本、全然制度が違う中での歴史なので難しいです。今はばらばらに存在しているっていう感じがあるわけです。それを一つの領域としてやっていくっていうことは、これは私の持論になってしまいますけども、過去を知ることが未来を展望する。100年前のことを知ったら、100年先しか見通せないけれども、300年前のことを知ったら、300年見通せるというようなことはあると思いますので、そういうことをやっていくためにも、領域というのが必要なんだろうなというふうに改めて思ったしだいです。

それでは、領域代表者の仲先生からコメントをいただいて、最後、司会に締めさせていただきます。